

議案第50号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年5月28日提出

加西市長 中川 暢 三

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 8 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項の規定の適用については、第29条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第29条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第30条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の37.5」とあるのは「100分の30」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

人事院勧告に基づき、国が実施する給与改定に準じ、平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当を減額するもの。

期末手当 1.40 月→1.25 月 (0.15 月の減額)

勤勉手当 0.75 月→0.70 月 (0.05 月の減額)

合計 2.15 月→1.95 月 (0.20 月の減額)